明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針を変更した件（総務・国土交通一）　一
○著作権に関する講習会の件（文化庁三五）　八
○農薬を登録した件（農林水産九〇〇～九〇三）　九
○農薬を再登録した件（同九〇四）　一〇
○農薬の登録が失効した件（同九〇五）　一三
〔人事異動〕
海上保安庁　一三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認・計量法施行規則第百二十一条に基づく一般計量教習、東日本高速道路株式会社工事一部完了関係　一三〇
会社その他
会社決算公告　一三

告示

○総務省・国土交通省告示第一号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第三条第五項の規定に基づき、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針（平成二十六年総務省・国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月十九日から適用することとしたので、同条第七項の規定に基づき、公表する。

平成三十年四月十九日

総務大臣　野田　聖子
国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次　（略）	目次　（略）
（略）	（略）
一　持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項	一　持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項
1　（略）	1　（略）
2　持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の目標	2　持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の目標
地域公共交通の活性化及び再生に関する地域のニーズや課題は多種多様であり、地域の関係者が地域公共交通について総合的に検討し、当該地域にとって最適かつ持続可能な公共交通のあり方について合意形成を図り、合意に基づき各主体が責任を持って推進することが重要である。このため、具体的には、次の目標を追求すべきである。	地域公共交通の活性化及び再生に関する地域のニーズや課題は多種多様であり、地域の関係者が地域公共交通について総合的に検討し、当該地域にとって最適かつ持続可能な公共交通のあり方について合意形成を図り、合意に基づき各主体が責任を持って推進することが重要である。このため、具体的には、次の目標を追求すべきである。
⑴　住民、来訪者の移動手段の確保 地域公共交通のあるべき姿を検討するには、まず住民の基本的な生活と社会参加の機会を確保するという観点に立つことが重要である。その上で、その活性化及び再生を図るためには、利用者の目線に立ってそのあり方を検討する必要があるが、自家用自動車によ	⑴　住民、来訪者の移動手段の確保 地域公共交通のあるべき姿を検討するには、まず住民の基本的な生活と社会参加の機会を確保するという観点に立つことが重要である。その上で、その活性化及び再生を図るためには、利用者の目線に立ってそのあり方を検討する必要があるが、自家用自動車によ